

日薬連発第 797 号  
平成 29 年 11 月 28 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会 薬制委員会  
委員長 市原 正人



「識別コードの定義及び留意事項等」の追記改訂の連絡

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

予てより、当連合会薬制委員会の活動につきまして格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、識別コードに関しましては、昭和 47 年に日本薬学会薬剤部部会長から、錠剤、カプセル剤などの誤使用をさけるための方法を検討することの要請を受け、昭和 48 年より会社コードと製品コードからなる識別コードを設け、会社コードについては当連合会に届出・登録を自主申し合わせ事項として行って参りました。

また、平成 15 年より当連合会のホームページに「錠剤・カプセル剤等の会社コード一覧表」として最新の会社コードを掲載しております。

今般、平成 28 年 5 月改訂に続き、会社コードをグループ会社間等で共有使用する場合の取扱いを規定し、会社コードの廃止届等の届出時期を明確にするために「識別コードの定義及び留意事項等」の一部を改訂し、平成 29 年 12 月より実施いたします。

つきましては、貴会会員への周知方宜しくお願いいたします。

謹白

【添付資料】

1. 識別コードの定義及び留意事項等  
(波線部改訂)
2. 平成 29 年 12 月改訂：改訂内容

(参考)

日本製薬団体連合会ホームページ

自主申し合わせ

- ・錠剤・カプセル剤等の会社コード一覧
- ・識別コードの定義及び留意事項
- ・ URL : [http://www.fpmaj.gr.jp/jisyu/jisyu\\_syosai151107.htm](http://www.fpmaj.gr.jp/jisyu/jisyu_syosai151107.htm)